

### (3) 多子世帯リフォーム等支援事業補助金

#### 1 補助対象者

令和7年4月1日以降に児童を出産し、当該出生児童（以下「対象児童」という。）の父となった者及び母となった者であって、対象児童の兄又は姉であって18歳未満である者と現に同居してこれを監護し、かつ、生計を同じくする者

ただし、他の地方公共団体が実施するえひめ人口減少対策総合交付金を財源とした同趣旨の補助金の交付決定を受けた者は、その時期及び額に関わらず対象とならない。

#### 2 補助対象経費

対象児童の母子健康手帳の発行日以降、対象児童の1歳の誕生日の前日（以下「誕生日前日」という。）までに契約し、支払いを完了した次のア及びイの経費で、消費税を含む。

ただし、倉庫、車庫に係る工事、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事及びエアコン、洗濯機等の家電購入並びに設置に係る費用については対象外とする。

##### ア 住宅リフォーム費用

増改築工事（間取りの変更等）、バリアフリー改修工事（段差の解消、手すりの設置、通路幅等の拡張）、生活関連設備改修工事（キッチン、トイレ、洗面所、浴室等の設置や改修）その他町長が子育てしやすい環境づくりに寄与するリフォーム工事として、適当であると認めるもの

##### イ 引越費用

申請時に居住する町内物件への転居に関する引越費用で、引越業者又は運送会社に支払った実費その他町長が子育てしやすい環境づくりに寄与する引越しとして、適当であると町長が認めるもの

#### 3 補助限度額：20万円（同居する18歳未満の兄弟姉妹が1人の場合）

30万円（同居する18歳未満の兄弟姉妹が2人以上の場合）

なお、対象児童が出生した日が属する年度（以下「出生年度」という。）の交付要綱において補助対象であった世帯が、出生年度に交付申請を行わなかった場合又は出生年度に交付を受けたこの補助金の額が補助上限額に未達の場合は、その翌年度に限り、補助限度額から既に交付を受けた補助金額を減じた額を限度として交付する。

#### 4 提出書類

- (1) 人口減少対策総合支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 多子世帯リフォーム等支援事業補助金申請明細書
- (3) 補助金振込先口座の通帳写し等（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が明記されたもの）
- (4) 対象児童の母子健康手帳の発行自治体、発行日、交付番号及び母子の氏名が分かる部分の写し

- (5) 住宅リフォームに係る契約書の写し（住宅リフォーム費用の場合）
- (6) 補助対象工事部分を写したカラー写真（住宅リフォーム費用の場合）
- (7) 補助対象工事の内容が確認できる図面（軽易な工事である場合を除く。）（住宅リフォーム費用の場合）
- (8) 住宅の所有者が確認できる書類の写し（住宅リフォーム費用の場合）
- (9) 補助対象経費に係る領収書原本（経費の内容、領収日等の記載があるものに限る。）。ただし、原本によりがたい特別な事情があると町長が認めるときは、領収書の写しをもってこれに代えることができる。
- (10) 世帯全員の住所、続柄及び年齢を確認することができる書類

5 交付申請受付期限、受付方法その他留意事項

- (1) 受付期限：令和9年3月15日（月曜日）必着
- (2) 受付方法：提出書類等を6の申請受付窓口に持参又は郵送すること。  
ただし、郵送による申請については、(1)の受付期限を超えて到着した場合は受付したものとみなさない。  
なお、町は、郵送中の事故、紛失その他いかなる事情についても関知しない。
- (3) その他留意事項：(1)の受付期限内に受付した場合であっても、別に町長が定める期限までに申請者が提出書類の修正等に応じないとき又は申請書に記載の連絡先への通知に対して返答がないときは、町長は当該申請について不交付の決定をすることができる。

6 申請受付窓口・問合せ先

〒796—0301 西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町保健福祉課  
電話0894—38—0217

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、伊方町の休日を定める条例（平成17年伊方町条例第3号）第1条第1項各号に掲げる町の休日を除く。